

春日井市スポーツ拠点づくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、スポーツ振興を図るため、一般財団法人地域活性化センターが実施するスポーツ拠点づくり推進事業として助成の決定を受けた大会に対して、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、全国高等学校剣道選抜大会愛知県実行委員会（以下「実行委員会」という。）が開催する全国高等学校剣道選抜大会とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、全国高等学校剣道選抜大会の開催に要する経費のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 会場使用料
- (2) 会場設営費
- (3) 運搬費
- (4) 印刷費
- (5) 広告宣伝費
- (6) 審判員等謝礼
- (7) 審判員等旅費
- (8) 前各号に掲げるもののほか大会運営に要する経費（食糧費は除く。）

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とし、一般財団法人地域活性化センターが交付するスポーツ拠点づくり推進事業助成金の額を限度とする。

2 前項に規定する額に、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 実行委員会は、補助金の交付の申請をしようとするときは、スポーツ拠点づくり推進事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次の書類を添えて、大会開催日の60日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（第2号様式）
- (2) 団体活動状況調（第3号様式）
- (3) 収支予算書（第4号様式）
- (4) 補助金計算書（第5号様式）
- (5) 前各号に掲げるもののほか参考となる資料

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、法令、予算等に照らしてその内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、補助金の交付を決定したときは、スポーツ拠点づくり推進事業補助金交付決定通知書（第6号様式）により、実行委員会に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(事業内容の変更)

第8条 実行委員会は、補助金の交付決定通知を受けた場合において、補助事業の内容を変更しようとするときは、直ちにスポーツ拠点づくり推進事業変更(中止・廃止)承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に定める変更については、この限りでない。

- (1) 経費の配分の変更が、経費の能率的あるいは、効率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、当該

経費の20パーセント以内のもの（経費の目的を実質的に変更しない限度に限る。）

(2) 補助目的の達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

(3) 補助目的を損なわない事業計画の細部の変更

2 市長は、前項の承認をする場合において、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付することがある。

3 市長は、前項の規定により交付決定の内容を変更し、又は条件を付したときは、その変更した内容又は条件を記載したスポーツ拠点づくり推進事業変更（中止・廃止）承認通知書（第8号様式）により、実行委員会に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第9条 実行委員会は、補助金の交付決定通知を受けた場合において、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめスポーツ拠点づくり推進事業変更（中止・廃止）承認申請書（第7号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による中止又は廃止承認申請書を受理した場合において、これを審査し、中止又は廃止を承認したときは、中止又は廃止を承認した旨を記載したスポーツ拠点づくり推進事業変更（中止・廃止）承認通知書（第8号様式）により、中止又は廃止承認申請をした実行委員会に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、スポーツ拠点づくり推進事業実績報告書（第9号様式）に、次の書類を添えて、大会が終了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(1) 事業実施報告書（第10号様式）

(2) 収支決算書（第11号様式）

(3) 補助金精算書（第12号様式）

(4) 前3号に掲げるもののほか参考となる資料

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が補助事業の決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、スポーツ拠点づくり推進事業補助金交付確定通知書（第13号様式）により実行委員会に通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第12条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、実行委員会の請求に基づいて交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(書類の提出部数)

第13条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類の部数は、それぞれ1部とする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の春日井市スポーツ拠点づくり推進事業補助金交付要綱の規定に基づいて調製されている用紙類で現に使用されているものは、改正後の春日井市スポーツ拠点づくり推進事業補助金交付要綱の規定にかかわらず、当分の間、そのまま又は所要の訂正をして使用することがある。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者名

スポーツ拠点づくり推進事業補助金交付申請書

スポーツ拠点づくり推進事業補助金の交付を受けたいので、春日井市スポーツ拠点づくり推進事業補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり申請します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 補助事業の目的
- 4 補助事業の内容
- 5 実施場所
- 6 添付書類
 - (1) 事業実施計画書
 - (2) 団体活動状況調
 - (3) 収支予算書
 - (4) 補助金計算書
 - (5) 前各号に掲げるもののほか参考となる資料

第2号様式（第5条関係）

事業実施計画書

事業名				
主催団体				
実施場所				
事業期間				
事業の内容				
事業の目的及び事業効果				
参加者数	入場者数（見込み）		入場者等の地域	
会 員	人	有 料	人	
非会員	人	無 料	人	
計	人	計	人	
共 催				
後 援				
協賛等				

第3号様式（第5条関係）

団体活動状況調

(ふりがな) 団 体 名			
所 在 地	〒		
電 話 番 号		設 立 年 月 日	年 月 日
代 表 者	職 名		氏 名
住 所		電 話 番 号	
団 体 構 成 員	総人員（当該年度の4月1日現在）		人
	内 訳		
目 的			
沿 革 及 び 主 な 活 動 実 績	年 月		設 立
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
	年 月		
春 日 井 市 か ら 同 補 助 実 績	回（ 年度）（ 年度）		

第4号様式（第5条関係）

収 支 予 算 書

（単位：円）

	項 目	金 額	内 訳	
収 入	公 的 助 成 （春日井市を除く）			
	入 場 料 等			
	広 告 料			
	そ の 他 収 入			
	小 計 ④			
	市 補 助 金 ⑤			
	自 己 負 担 額 ⑥			
	合 計(④+⑤+⑥)			
支 出 （事業費）	補 助 対 象 経 費	会 場 使 用 料		
		会 場 設 営 費		
		用 具 等 運 搬 費		
		プ ロ グ ラ ム 等 印 刷 費		
		広 告 宣 伝 費		
		審 判 員 等 謝 礼		
		審 判 員 等 旅 費		
		そ の 他 大 会 運 営 に 要 する 経 費		
	小 計 ⑦			
	補 助 対 象 外 経 費	食 糧 費		
		そ の 他		
		小 計 ⑧		
	合 計(⑦+⑧)			

第5号様式（第5条関係）

補助金計算書

（単位：円）

項目	金額	備考
補助対象経費		・収支予算書における補助対象経費額
補助金額		
補助金交付申請額		・千円未満の端数切捨て

第6号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

スポーツ拠点づくり推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあったスポーツ拠点づくり推進事業補助金については、春日井市スポーツ拠点づくり推進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付することに決定します。

- 1 補助金の額 円
- 2 補助事業の名称
- 3 条件
 - (1) 交付申請書及び添付書類に記載した内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の指示又は承認を受けること。
 - (2) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告しその指示を受けること。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業の遂行に当たっては、規則及び春日井市スポーツ拠点づくり推進事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
 - (5) 補助事業の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管すること。

第7号様式（第8条、第9条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

（申請者）

住 所

団 体 名

代表者名

スポーツ拠点づくり推進事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号で交付決定通知のあったスポーツ拠点づくり推進事業補助金について、事業の変更（中止・廃止）をしたいので、春日井市スポーツ拠点づくり推進事業補助金交付要綱第8条（第9条）の規定により承認してください。

- 1 補助事業の名称
- 2 変更の内容
- 3 変更（中止・廃止）の理由
- 4 変更後の補助金交付申請額 円
- 5 添付書類
 - (1) 変更事業計画書
 - (2) 変更収支予算書

第8号様式（第8条、第9条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

スポーツ拠点づくり推進事業変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありましたスポーツ拠点づくり推進事業の変更承認申請については、次のとおり変更（中止・廃止）の承認をしたので、春日井市スポーツ拠点づくり推進事業補助金交付要綱第8条（第9条）の規定により通知します。

- 1 補助事業の名称
- 2 変更（中止・廃止）承認後の補助金交付決定額 円
- 3 交付の時期
- 4 交付の条件
- 5 その他

第9号様式（第10条関係）

年 月 日

（宛先）春日井市長

（報告者）

住 所

団 体 名

代表者名

スポーツ拠点づくり推進事業実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金等の交付決定を受けたスポーツ拠点づくり推進事業を完了したので、春日井市スポーツ拠点づくり推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助事業の目的
- 4 補助事業の内容
- 5 実施場所
- 6 添付書類
 - (1) 事業実施報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 補助金精算書
 - (4) 前3号に掲げるもののほか参考となる資料

第10号様式（第10条関係）

事業実施報告書

事業名				
主催団体				
実施場所				
事業期間				
事業概要				
実施効果				
参加者数	入場者数		入場者等の地域	
会 員	人	有料	人	
非会員	人	無料	人	
計	人	計	人	
共 催				
後 援				
協賛等				
今後の活動計画				

第11号様式（第10条関係）

収 支 決 算 書

（単位：円）

	項 目	金 額	内 訳	
収 入	公 的 助 成 （春日井市を除く）			
	入 場 料 等			
	広 告 料			
	そ の 他 収 入			
	小 計 ①			
	市 補 助 金 ②			
	自 己 負 担 額 ③			
	合 計(①+②+③)			
支 出 （事業費）	補 助 対 象 経 費	会 場 使 用 料		
		会 場 設 営 費		
		用 具 等 運 搬 費		
		プ ロ グ ラ ム 等 印 刷 費		
		広 告 宣 伝 費		
		審 判 員 等 謝 礼		
		審 判 員 等 旅 費		
		そ の 他 大 会 運 営 に 要 した 経 費		
	小 計 ④			
	補 助 対 象 外 経 費	食 糧 費		
		そ の 他		
		小 計 ⑤		
	合 計(④+⑤)			

第12号様式（第10条関係）

補助金精算書

（単位：円）

項目	金額	備考
補助対象経費額		・収支決算書における補助対象経費額
補助金額		・千円未満の端数切捨て
補助金確定額①		・千円未満の端数切捨て
補助金交付済額②		既払込補助金額
補助金精算額		①-② △返還額

第13号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

スポーツ拠点づくり推進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け第 号により決定をしたスポーツ拠点づくり推進事業補助金の交付については、次のとおり確定したので通知します。

- 1 補助事業の名称
- 2 交付決定額 円
- 3 交付確定額 円